

神戸市産業振興財団 × KECC共催セミナー

ハイブリッド開催

参加費
無料

選ばれる企業になるための スタートアップ・ベンチャー企業が知るべき労働法務 ～法規制から、働きやすいワークルールの作り方まで～

開催日時：9月21日（木） 14:00～15:30

会場：神戸市産業振興センター 9階 902会議室

神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号（神戸ハーバーランド内）

アクセス：JR神戸駅 徒歩5分

セミナー内容

創業後、事業が拡大すると、新たなメンバーに参画してもらう必要が生じます。

スタートアップ・ベンチャー企業は、正社員のみならず、契約社員、派遣社員、業務委託など、さまざまな契約を締結することがあります。それぞれの契約形態に応じて、労働法などの法律を遵守することは義務であり、これを怠ると、従業員等とのトラブルにも発展します。また、スタートアップ・ベンチャー企業が優秀なメンバーを確保し、定着させるには、例えば、在宅勤務、フレックスタイム制を取り入れるなど、働きやすい「ワークルール」を作ることが大切です。本セミナーでは、企業が知っておく必要のある労働法制を、企業の成長段階に応じた仮想事例を用いながら解説します。



講師：角川 博美 氏（KECC相談員）

弁護士 / 弁護士法人イノベンティア

大阪弁護士会所属（男女共同参画推進本部 委員／知的財産委員会 委員）。知的財産法務を中心とする企業法務を取り扱う。労働法務では、主に使用者側で、就業規則等の作成、予防法務、訴訟・交渉・労働審判、団体交渉、職業紹介・人材派遣会社の案件等を多数経験。「働くことは生きること」をモットーに、労働法務に取り組んでいます。

開催概要

共催：（公財）神戸市産業振興財団 ・ 関西圏雇用労働相談センター（KECC）

日時：9月21日（木） 14:00～15:30

開催方法：ハイブリッド開催（会場及びZOOMウェビナー）

定員：会場：20名

費用：無料

【お申込み】 関西圏雇用労働相談センター（KECC）HPからお申込みください

URL：https://kecc.jp/seminar_list

お申込みは
こちら▶▶



共催

公益財団法人 神戸市産業振興財団

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター6階

【アクセス】 JR神戸駅より徒歩5分

【お問い合わせ】 TEL：078-360-3196

国家戦略特区 関西圏雇用労働相談センター

〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪北館
ナレッジキャピタル8階K827号室

【相談対応時間】 月曜～金曜の11時から20時（祝日・年末年始を除く）

【アクセス】 JR大阪駅 中央北口より徒歩10分

【お問い合わせ】 TEL：06-6136-3194

（本事業は、株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営いたします。）



個別相談はこちら